

議案第102号

八日市布引ライフ組合で共同処理する事務の変更及び八日市 布引ライフ組合規約の変更につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、八日市布引ライフ組合の共同処理する事務の変更及び八日市布引ライフ組合規約（昭和41年滋賀県指令地第251号）を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

八日市布引ライフ組合規約の一部を変更する規約

八日市布引ライフ組合規約（昭和41年滋賀県指令地第251号）の一部を次のように変更する。

第3条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、関係市町の区域内における次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 一般廃棄物のうちふん尿（以下「し尿」という。）の収集並びにし尿及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する施設から発生する汚泥の処理を行う施設の運営管理に関する事務
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定による火葬場の設置、経営及び管理に関する事務

第13条中「算出し、第3条の表の左欄に掲げる事務の区分ごとに、同表右欄の関係市町が負担するものとする」を「算出する」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

八日市布引ライフ組合が共同処理する事務の一部に係る関係市町の変更に伴い、規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議したく、本議案を提出するものである。